

○御前崎市防災資機材整備事業費補助金交付要綱

平成16年4月1日告示第5号

改正 平成23年2月1日告示第11号、平成24年2月23日告示第29号、
平成24年5月16日告示第94号、平成25年2月19日告示第53号、
令和6年1月11日告示第8号

御前崎市防災資機材整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、防災資機材整備事業を実施する自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示の定めるところによる。

(対象)

第2条 この補助金の対象となる自主防災組織は、市内の自主防災会及び方面隊とする。

(補助の対象及び補助の額)

第3条 この補助金の対象となる資機材及び補助の額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、防災資機材整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画個別書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 資機材の保管場所、設置場所が分かる図面
- (4) 商品説明書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、防災資機材整備事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業費の20パーセントを超える変更をしようとする場合には、防災資機材整備事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）に、事業変更個別書（様式第2号）を付して申請し、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、防災資機材整備事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第5号）に、事業中止・廃止個別書（様式第2号）を付して申請し、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金交付決定通知を受けた自主防災組織（以下「補助対象者」という。）は、事業が完了したときは、防災資機材整備事業費補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績個別書（様式第2号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 写真

（交付の確定）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該事業の完了を確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、防災資機材整備事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助対象者は、補助金の交付額の確定を受けたときは、請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。なお、補助事業の目的を達成するために特に必要がある場合は、概算払の承認を受けた後、概算払請求書（様式第8号）を提出することができる。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは補助金を交付する。

（交付の取消し）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月1日告示第11号)

この告示は、平成23年2月1日から施行し、改正後の別表第1、別表第2の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年2月23日告示第29号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の御前崎市防災資機材整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年5月16日告示第94号)

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年2月19日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月11日告示第8号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象資機材の種類

区分	補助対象資機材の種類
救助、救命、避難用資機材、防災倉庫	ツルハシ、バール、スコップ、ハンマー、カケヤ、ジャッキ、チェーンソー、チェーンブロック、エンジンカッター、斧、鋏、ナタ、ペンチ、鉄線バサミ、救命ロープ、ビニールシート、救急薬品、ヘルメット、腕章、強カライト、鍋、釜、食器類、発電機、投光器、ハシゴ、脚立、ノコギリ、ショミ、一輪車、草刈り機、ガラス飛散防止フィルム、避難地表示板、簡易トイレ、砂袋、毛布、担架、リヤカー、その他救助・救命・避難活動に必要な資機材、防災倉庫
情報収集、伝達用資機材	トランシーバー、メガホン、非常用ラジオ、その他情報収集・伝達活動に必要な資機材
備蓄用食糧	備蓄用食糧、備蓄用飲料水等
消火用資機材	可搬ポンプ、ホース、消火器、バケツ、その他初期消火活動に必要な資機材

別表第2（第3条関係）

補助対象資機材の補助額

構成	補助額
救助、救命、避難用資機材、防災倉庫	方面隊は、購入価格とする。ただし、同一事業年度において1方面隊につき500,000円を限度とする。 自主防災会は、購入価格に2分の1を乗じて得た額（100円未満切捨て）とする。ただし、同一事業年度において1自主防災会につき200,000円を限度とする。
情報収集、伝達用資機材	
備蓄用食糧	
消火用資機材	

別表第3

防災資機材整備事業対象一覧(例)

区分	資機材名
情報伝達資機材	電池メガホン
初期消火用資機材	街頭用消火器
	街頭用消火器格納庫
	バケツ
	砂袋・土のう袋
	小型動力ポンプ・水中ポンプ
救助用資機材	バール
	のこぎり
	掛矢
	つるはし
	リヤカー
	ジャッキ
	スコップ
	ロープ
	丸太
	折畳梯子
	梯子、脚立
	斧
	鍬
	もっこ
	石み
	なた
	ペンチ
	鉄線ばさみ
	大ハンマー
	片手ハンマー
	一輪車
	ゴムボート
	チェーンブロック
	ウインチ
	チェンソー
	エンジンカッター
	担架
	救急セット
	その他救助用資機材

区分	資機材名
避難生活用資機材	強カライト
	ビニールシート
	燃料
	防災用マット (※畳は不可)
	防災用ベット
	間仕切り用の板
	給水パック
	ポリタンク類
	鍋
	受水槽
	移動式炊飯機
	仮設トイレ
	非常用排便収納袋
	防災用毛布 (※寝袋は不可)
	防災テント
発動発電機	
応急給水用ろ水機	
その他	標旗・腕章
	防災倉庫
	ホース乾燥施設
災害防ぎょ用資機材	消防用ホース
	消火栓用ホース
	管鎗
	放水補助器
	背負式消火ポンプ
	ホースブリッジ
	ホース格納箱
	分岐管
	消火栓用ハンドル
	組立水槽
	中継タンク
	ホース内水止めグリップ
	ホース巻取機
	ホースカー

※上記例示以外の防災資機材を整備したい場合には、事前に危機管理課へご相談ください。
 基本的には5年程度以上の保存が効くもの。

区 分	資機材名
安全装備品	ヘルメット
	安全帽
	防火衣
	作業衣
	雨衣
	安全靴
	編上靴
	防火靴
	ゴム長靴
	半長靴

区 分	資機材名
無線機器	消防無線
	消防無線受信機
	受令機
	個別呼出装置
その他	防災倉庫
	オイルパン
	標的

救助救命機器	一般救助機器 (かぎ付はしご、三連はしご、金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご、空気式救助マット、救命索発射銃、サバイバースリング又は救助用縛帯、平担架、ロープ、カラビナ、滑車、剣スコップ、金テコ、とび口)
	重量物排除用器具 (油圧ジャッキ、油圧スプレッダー、可搬ウィンチ、ワイヤロープ、マンホール救助器具、救助用簡易起重機、チルホール)
	切断用器具 (油圧切断機、エンジンカッター、ガス溶断器、チェーンソー、鉄線カッター)
	破壊用器具 (万能斧、ハンマー、携帯用コンクリート破壊器具)
	測定用器具 (可燃性ガス測定器)
	呼吸保護用器具 (空気呼吸器 (予備ポンベを含む。)、空気補充用ポンベ)
	隊員保護用器具 (革手袋、耐電手袋、安全帯、防塵メガネ、携帯警報機、防毒マスク、耐熱服、放射線保護服 (個人用線量計を含む。))
	水難救助用器具 (潜水器具一式、救命胴衣、水中投光器、救命浮環、浮標、救命ボート、船外機、水中スクーター、水中無線機、水中時計、水中テレビカメラ)
	山岳救助用器具 (登山器具一式、バスケット担架)
	その他救助用機器 (投光器一式、携帯投光器、携帯拡声器、携帯無線機、応急処置用セット、車両移動器具、その他の携帯救助工具)
	重量物排除用器具 (マット型空気ジャッキ式、大型油圧スプレッダー、救助用支柱器具、チェーンブロック)
	切断用器具 (空気鋸、大型油圧切断機、空気切断機、コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー)
	破壊用器具 (削岩機、ハンマドリル)
	測定用器具 (有毒ガス測定器、酸素濃度測定機、放射線測定器)
	呼吸保護用器具 (酸素呼吸器 (予備ポンベを含む。)、簡易呼吸器、防塵マスク、送排風機、エアラインマスク)
	隊員保護用器具 (耐電衣、耐電ズボン、耐電長靴、防毒衣、特殊ヘルメット)
探索用器具 (簡易画像探索機)	
その他の救助用器具 (緩降機、ロープ登降機、救助用降下機、発電機)	

※上記例示以外の防災資機材を整備したい場合には、事前に危機管理課までご相談ください。

基本的には5年程度以上の保存が効くもの。